

平成23年 杵藤地区広域市町村圏組合議会全員協議会 会議録第2号						
招集年月日	平成23年2月23日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	平成23年2月23日 午後2時32分			議 長	原田 謹吾
	閉 会	平成23年2月23日 午後2時57分			議 長	原田 謹吾
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	前 田 敏 美	○	10番	武 村 弘 正	○
	2番	末 藤 正 幸	○	11番	原 田 謹 吾	○
	3番	吉 川 里 已	○	12番	田 中 源 一	○
	4番	北 村 和 博	○	13番	武 富 久	○
	5番	橋 爪 敏	○	14番	片 渕 弘 晃	×
	6番	谷 口 良 隆	○	15番	溝 上 良 夫	○
	7番	谷 口 太 一 郎	○	16番	岩 島 正 昭	○
	8番	太 田 重 喜	○	17番	坂 口 久 信	○
	9番	田 口 好 秋	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐	○	消 防 長	坂 口 勉	○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊	○	消 防 次 長	峰 松 靖 規	○
	事 務 局 長	橋 口 正 紀	○	消 防 本 部 総 務 課 長	松 尾 敏 光	○
	会 計 管 理 者	國 井 雅 裕	○	消 防 本 部 予 防 課 長	橋 口 孝 司	○
	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	打 上 俊 雄	○	消 防 本 部 警 防 課 長	渕 上 正 昭	○
	電 算 セ ン タ ー 所 長	小 川 豊 年	○	消 防 本 部 通 信 指 令 課 長	北 川 泰 則	○
	環 境 施 設 課 長 兼 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長	山 口 利 夫	○	総 務 係 長	池 田 吉 雄	○
	介 護 保 険 事 務 所 所 長 兼 総 務 管 理 課 長	富 永 誠	×			
	介 護 保 険 事 務 所 業 務 課 長	一ノ瀬 健 二	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

〔 全 員 協 議 会 〕

午後 2 時 32 分 開会

○議長（原田謹吾君）

事務局長のほうから御連絡がございます。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、前半の全員協議会の資料配付の折、御説明いたしましたとおり、時間をいただきまして、鳥インフルエンザの対応についての説明をさせていただきたいと思っております。

一応説明につきましては、原課のほうで説明をいたします。

○環境施設課長（山口利夫君）

環境施設課の山口でございます。資料-3（改定版）によりまして説明をしたいと思っております。

高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について。

現在、全国的に感染の広がりを見せております高病原性鳥インフルエンザでございますけれども、杵藤広域圏管内で発生した場合、殺処分された鶏の杵藤クリーンセンターでの焼却などが当組合に求められる可能性があります。現時点では、以下のとおりということで書いております。

1 番目に、基本姿勢として、所有者での処理、埋却が困難な場合は、佐賀県及び市町からの焼却処分の要請があると想定されます。それにつきましては、諸課題への対策を講じることを前提に、特例として杵藤クリーンセンターでも受け入れなくてはならないのではないかとというふうに考えております。

課題といたしまして、(1)鶏を直接ごみピットへ投入し、クレーンでごみ投入ホップ、ごみ破砕機、給じん機、焼却炉に至る通常のごみ焼却の手順では、施設内、施設周辺にウイルス拡散のおそれがあります。作業手順の変更、施設改善の必要が出てまいります。

別紙を参照ということで、3 ページの次の図面を見ていただきたいと思います。

カラーでしておりますが、この真ん中のごみ焼却施設フローシートというところでございます。

普通、通常ごみは左から、プラットホームからごみピットに投入されまして、クレーンでごみ投入ホップ、それからごみ破砕機、それから給じん機を通して焼却炉内に入るわけでご

ざいます。

2ページに戻っていただきまして、上のほうにちょっと拡大したものを付けておりますが、ごみ投入ホッパから破砕機を通る場合に鶏がつぶれまして、機器内部が鳥インフルエンザ菌に汚染されてしまう。その場合に、破砕機というのは空回りとか渋滞とかした場合に、職員が直接手作業により渋滞したものを取り除くというふうなことが必要になってまいります。運転員に付着と、で、感染拡大を招くおそれがあるというふうなことになります。

下の図面ですが、そういったことがないように施設の改善をしたいということで、給じん機の黄色でした部分ですね、ここが炉内供給装置を新しくつけてほしいといけないんじゃないかと。ゲートを二重にして、炉内の圧力が正となっても、高温ガスが吹き出さないようにしたいということでございます。

この施設改善の費用につきましては、メーカーから12,600千円、1炉ですけれども、見積もりが出ております。

工期については1炉で70日、3炉すると80日ぐらいというふうな見積もりが出ております。

それと、1ページに戻っていただきまして、(2)番ですけれども、鶏の焼却には、通常のごみと一緒に焼くという必要がございます。鶏だけでは燃えませんので、その投入率というのは10%から15%ということで考えております。24時間操業で1炉5,000羽と、これは15%まで焼いた場合ということになります。排ガスとか、そういったものの安全性を考えると、10%、3,450羽というふうな計算になります。

(3)ですね、焼却するとした場合、安全な搬入方法とかストック場所、人員の受け入れ体制、費用負担の確認などが必要でございます。これにつきましては、当然投入割というふうになろうかと思っております。

その他に入りますが、その(1)で、管内の鶏の数ですが、3ページをごらんください。

これは21年2月1日現在ということで、西部家畜保健衛生所からもらったものでございます。主なものは武雄市ですね、採卵鶏が9万5,000羽、肉用鶏が15万羽、それから、鹿島市も採卵鶏が2万1,000羽、嬉野市が肉用鶏が22万5,000羽と、太良町が採卵鶏が7万1,000羽、肉用鶏が77万5,000羽というふうな飼養数になっております。

あと、通常のごみ処理には影響を与えないということですね。それから、地元への説明と、そういったものがクリアされれば、クリーンセンターでも焼却は可能だというふうなことでございます。

一番最後のページでございますけれども、移動制限というのがありまして、通常10キロ範囲ということで、10キロ範囲をこれで見ますと、武雄市はほとんど入りますが、大町町が半分程度ですかね、あと白石町の一部、嬉野市のほんの一部と、そういったところが半径10キロ圏内ということになります。

10キロを超えて移動はできないのかということで問い合わせましたところ、国との協議が必要になると。その場合、5キロから30キロぐらいの範囲で、国が認めれば可能だということでございます。その辺がちょっと不透明で、どうしたものかというふうに考えております。

説明としては以上でございます。

○議長（原田謹吾君）

ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、何か質疑がございましたらどうぞ。

これはきょう決定するとかよかとかやなかと。どがんね。どがんすつとね。局長、もうちょっと説明して、その後ば。

○事務局長（橋口正紀君）

今御説明したことについては、現在我々が情報収集をした内容でございます。一応方針としては焼却をしていくと。ただ、最後に申しましたとおり、移動制限がネックとなってきます。これについては現在、明確な国のほうの方針は示されておられません。要するに、10キロを超えて移動ができるのかどうかということで、一応クリーンセンターの方針としては、県等から焼却の要請があれば対応していくと。ただ、今申しましたような移動制限のことから、10キロ圏外からの移動は無理だということになれば、投資と効果という面から、この取り扱いについては慎重に検討しなければならない事項だというふうに思っておりますので、まず移動制限のことについて把握をして、その後また御報告を申し上げて、方針を決定していくということで事務局としては考えております。

○1番（前田敏美君）

今現在、宮崎県とかほかで発生しておるわけですよ。そこは実際は埋め立てですか、焼却処分の例もあるんですか。

○環境施設課長（山口利夫君）

一応埋却ということで聞いておりますけれども。

○1番（前田敏美君）

焼却はない。基本的に考えんほうがよかろうもん。

○環境施設課長（山口利夫君）

メーカー I H I に聞いたんですけれども、全国で 3 例、焼却の例はあったということでございます。10キロ範囲ということがどうも国との協議で認められないと、ちょっと原則として10キロですので、地理的条件とか、そういったもので国と協議して認められるかどうかということでございます。

あと、施設の改修費用については、対象になるかということで再度聞きましたが、一応それについては対象外だということで聞いております。（「何の対象外ですか」と呼ぶ者あり）焼却した場合に、油代とか人件費、それから消毒費とか防護服とか設備改良などが2分の1程度認められるわけですが、前もってするわけですから、それは対象外だということでございます。

○3番（吉川里己君）

済みません、この前の勉強会するときにもこれ出たんですけど、もうちょっと中身を具体的に、全国の動きとか調査をして、それで、タイムチャートはこうなるんだというあたりを示さないと、我々の判断材料にならんですよね。どうしたらいいかわからない。だから、もう少しちょっと踏み込んで資料を調査して、やってほしいなと思います。

○12番（田中源一君）

それと、やっぱり地元の理解というのは得られるわけですか。その辺が一番問題だと思うんですね。ある程度地元のほうで……

○2番（末藤正幸君）

運んでくっけんですね、運んでくる過程で……（発言する者あり）

○環境施設課長（山口利夫君）

地元直近の繁昌区と川上区の公害防止連絡会議がきのうと16日とあったわけです。それで、一応役員さん方には説明をいたしております。特に大きな反対はございませんでしたが、イメージダウンになるとか、そういう心配はありましたけれども、特に絶対だめというふうなことではなかったかと思っております。

○議長（原田謹吾君）

ちょっと私のほうからいいですか。非常に申しわけないですが、山手におられる方は埋却でもいいと思いますけど、町、大体もう大町は田んなかの中に飼ってあるんですよね。それ

で、北方の一部、大町、江北、白石あたりは穴を掘って、2メートル掘ったら大体水がわくんですよ。そんな中に埋めていいのかということですよ。とてもじゃないけど、はっきり言って、大町の場合は埋却は無理です。山かどこか提供していただければよかばってんです。そういうことから、何とか焼却にならないでしょうかというお願いが来ているわけです。

○6番（谷口良隆君）

そもそも論のお尋ねなんですけど、これの主管行政というのは県になるんですかね。市——こういう広域圏で今議論をやっておりますが、要するに責任の所在というのはどこにまずあるか。

○環境施設課長（山口利夫君）

第一義的には農家ですけれども、それだけではどうしてもあれですから、西部家畜保健所、県ですね、それがやるということでございます。

○6番（谷口良隆君）

それで、処理するいろいろやり方が、焼却とか生石灰を振りかけて埋めるとかというのがテレビでよくあっていますけど、いろいろ処理方法があると思うんですけど、その処理方法のまず第一義的にどうせにゃいかんとかね、それで賄いきれない場合は、二義的にこういうふうな方法があるとか、あるいはまた、県内全体で行政の主管ということでいけば、今の説明であれば県ということなんですけど、県としての処理能力がどの程度今確保をされて、どの程度までふやそうとしておるうちの一環として、こうした広域圏のごみ処理場に依頼がされて、全体としてどの程度を確保しようとしておるのか、そういうふうなプランというのが多分あるんだろうと思うんです。要するに、鶏を飼育されている全対数はここに表が出ておりますので、それを超えて処理能力は必要ないと思うんですね、県内の処理としては。だから、その範囲において、どういうふうな計画を県として考えられておるのか。そのうちの部分として、我々が受けなければならないという想定に立って、全炉を直接投入できるように整備をしようとしておるのか、あるいは半分の炉で当面とどめられるのか、そういうふうな一つの流れといいますかね、そういうものをもう少し説明をしていただいたほうがわかりやすいと思うんですけど。

○管理者（樋渡啓祐君）

さっきの説明というのは、ちょっと僕は不適切だと思うんですね。というのは、これは基本的には県というのはあるんですけど、例えば宮崎県——専門家がいらっしゃるので、ちょ

っと間違いがあったら御指摘いただきたいんですけども、基本的にはこれ各基礎自治体の責任になるんですね、法的に言っても。だから、例えば武雄市であれば、もう全部例えば養鶏農家とか全部把握しています。何戸あって、経営者も何戸あって、埋設がやっぱり基本的には筋なんですね。ですが、先ほど議長からあったように、水が出てくるところもあります。ですので、その場合はここの市有地にじゃあ埋設をしましょうねとかというのを、もう話を進めているんですよ。それがまず第一義にあって、それで足りない部分というのを、先ほど説明があったように、例えば杵藤クリーンセンターとか、焼却をしましょうというので、だから、全体をここで決めるような話じゃないんですね。だから、それぞれ県の役割、市町村の単独での役割、そして杵藤広域圏の役割というのがかぶさって全体として進めていこうということでもありますので、ちょっと説明も、さっき3番吉川議員からもありましたように、ちょっと不明確な部分があるんですけど、もともとここで説明する中身を飛び越して説明があったのかなというふうに反省をしております。

○副管理者（樋口久俊君）

私もいささかかわったことがあるということで言いますと、今おっしゃいましたように、事前にですね、佐賀県のマニュアルは実は非常によくできているんですよ、今回の口蹄疫もインフルエンザもですね。したがって、多分その確認をされたですよ、マニュアルを見て、実際あれ、たしか僕の記憶違いがなければ、もうこれだけの羽数が万一あったときは、ここに埋めると場所も選定してあるはずですよ。だから、それで、ないところが今武雄市長が言われたように、ないところが個別にうちだけは何とかならんやろうかという話があればということではないか、そういう意味でしょう、おっしゃったのは。

○管理者（樋渡啓祐君）

そうなんです。ただ、県も全部決めておるわけじゃなかとですよ。もう市町村に丸投げしてあるけんが。

○副管理者（樋口久俊君）

だから、そのマニュアルをもう一回確認されて、もううちは大丈夫よという町は、この話から除けばいいと、そういう作業でおやりになったほうがいいと思いますよ。非常によくできていると思います。

○議長（原田謹吾君）

わかりました。

○6番（谷口良隆君）

基礎自治体、各市町に基本的にね、今の管理者の説明によれば、まずその前に農家の責任というのがまず第一番でしょうけど、行政がまずそれに対応するのは市なり町なんだということなんですよね。だから、今言われるように、確保ができている市も町もあるのかもわかりませんが、僕もよく勉強できておりませんが。あるいは、今議長さん言われるように、とても埋める場所が確保できるような土地柄じゃないというところもあると。そうじゃなくても確保できないというところもあるというところなんです。これを1戸10,000千円程度かけて整備をするということになれば、広域圏全体でこれを見てやろうということでしょう。要するに、広域圏としてのお互いの協力関係でございまして、そこはわからないじゃないですけど、そこら辺の費用負担の問題も含めて、少しわかりにくい点があるなという感じがしたから、ちょっとお尋ねをしたわけなんですけど。

○事務局長（橋口正紀君）

一応クリーンセンターでの焼却ということを検討するに至ったきっかけは、まず、武雄市のこの鳥インフルエンザ対策のほうから、クリーンセンターでの焼却というのができないかというような問い合わせ、照会がございました。そういうようなことを受けまして、組合のほうとして焼却するということが可能なかどうかということを検討してきたと。そして、方針としては、要望があったら焼却にも対応していこうと。ただ、条件とかがあるから、そういうことについて、ちゃんと構成市町の——ほかの構成市町も多分そういうような状況だと思っんです。だから構成市町の協議、いわゆる負担割合のあり方、そういうようなところ等について確認が得られれば整備をしていくということで、きょう御説明したのは、焼却をしていくけれども、ただ条件として施設の改修の課題がある。それと移動制限との面から、整備してもちょっと効果という面で問題もあるというようなことを、きょうお話を差し上げたと。それをもって、各構成市町を踏まえたところで整備をしていくかどうかというのは、また検討をしていくべきものだろうというふうなことで、現在我々は思っているところです。

きょう御説明した、もし組合で対応していくとすれば、そういうような課題があると。そういう中で、各構成市町さんのほうがどのように判断されるか、それを検討いただきたいというふうなことでございます。

○6番（谷口良隆君）

やっていくかいかんかというのは、はっきりさせにゃいかんと思っんです。今の状況

だったら、問いかけはされておるけど、やるのかやらないのかというのを、やっぱり意思判断をするためには、もう少し理事者というか執行部の財政編成権を持っておられる方々が、ある程度のもう少し詰めた話をされた上で提案をされたほうがいいと思うんですけども。

○管理者（樋渡啓祐君）

いや、そのとおりですね。先ほどあったように、一応問題提起をこの全協でさせていただいて、先ほど大体の問題点も御質問等で把握できましたので、我々のほうで一回きちんとプランを立てます。その上で、基本的に先ほど鹿島市長さんからもあったように、もともと個人の責任なんですね。それを補完するという意味で、まず第一義的に市町村、それをさらに補完するとして広域圏のこの杵藤クリーンセンターの役割があると思うんですよ。ですので、そこをきちんと方針を立てて、もう一回改めて御協議をさせていただくという段取りになるかと思います。

ただ、これ本当は発生してから議論しても遅いんでね、場合によっては、もう臨時で開かせていただいて、ちょっと正副管理者でよく詰めて、あと議長も含めて詰めた上で、もう一回お諮りをしたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○議長（原田謹吾君）

ありがとうございました。

もう大体煮詰まったようでございますので、いいですね、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ありがとうございます。それでは、これにて閉会いたします。

午後 2 時 57 分 閉会